

アルパカファーム の 経営・労務

事件簿

監修

矢萩大輔

(有)人事・労務 代表取締役

無料農業支援ポータルサイト「われらまちの農縁団」
<http://social-jinji-roumu.com/farming/>

第9話

いますぐできる「正しい節税」

今回のキャスト

社長 藤田 匠、師匠 山崎 拓哉、社労士 伝法院 千里

藤田社長の師匠が初登場。どうや
ら経営には苦勞されているようだ。

藤田 師匠、お久しぶりです。

山崎 やあ、藤田くん。なんだか前
に来たときより人も増えて、活気が
あるね。

藤田 昨年の夏に比べて、倍になり
ました。とはいっても、まだ4人
です。師匠には及びませんよ。

山崎 いやあ、いまはうちも不景気
でさ、私と停だけだ。藤田くんが研
修に来ていたときはだいぶ違うん
だよ。雇いたいと思う子はいるん
けど、まだまだ当分先かな。

藤田 そうだったんですか。でも、
師匠のお米へのこだわり、丹精込め
て作る姿勢、そういうところをもっ
と若い人に見てほしいものです。

山崎 ありがとう。しかし、そのお
米、こだわって作っても高いから売
れない。コストを削減して出荷して
も入ってくるお金はわずか。ほとん
ど税金で持っていかれちゃうよ。

藤田 本当に、いま稲作は厳しいで
すよね。私も、10年前までは稲作の
専業で食べていくのがやっと。有機
野菜にシフトして、最近やっと社員
を雇って食べさせられるくらいには
なりました。振り返ってみると、節

税を実践しているのが大きいのかも
しれません。節税を教えてください先
生がこちらに来てくれますので、相
談してみませんか。

.....

伝法院 藤田社長、こんにちは。こ
ちらが、先ほどお電話でおっしゃっ
ていた師匠ですね。初めまして。ち
なみに、師匠の現在の売り上げはど
のくらいですか。

山崎 大体800万円くらいでしょ
うか。でもそこからいろいろと経費
が引かれて、最低限の生活費と税金
を支払ったらおしまいです。

伝法院 その税金、余計に払いき
ている人もけっこういるんですよ。
経費の計上漏れがあつたり、税務上
の特典や控除項目を見落としたり。
どれも経営面からチェックする必要
があります。

山崎 経営、ですか。これまで、う
まいお米を作ることには自信があつ
たけど、経営っていうのはどうも苦

手で……。

伝法院 でも、これからの農業は、
生産2割、経営4割、マーケティング
4割の時代。苦手とばかり言っ
ていられないですよ。そういえば、師
匠は雇用したい方がいるそうですね。
節税分を事業に再投資していけ
ば、可能かもしれませんよ。どんな
方を雇いたいですか？

山崎 たまに農作業を手伝ってくれ
る息子の友人がいるんですが、ちょ
っとした障がいを持っていて、ほか
の会社では雇用するのは難しいみた
いなんです。でも手伝いは真剣に
やってくれるし、彼が来てくれると
きは息子との会話も増えて、すごく
いい雰囲気になるから、雇用してあ
げられればと。

伝法院 それはすばらしい！ 最
近、農福連携事業という言葉を耳に
しますが、次回こちらに来る際に資
料を持ってきますね。

山崎 ありがとうございます。まず
はそのためにも、無駄な税金を減ら
さないといけないですね。

今回の執筆者：
あみのほまれ
網野 誉
公認会計士
(有)人事・労務パートナー



監査法人勤務12年、大手上
場企業監査、中小企業上場
支援、経営改善業務などの実
績多数。2012年2月、表参
道に網野誉公認会計士事務
所を開業。創業・農業法人
支援、管理会計導入、組織
再編などに注力。経営者も従
業員も幸せになれるよう専門
家の立場からサポートしている。

節税から投資へ—— 代表的手法

事業で成功するために大切なことは「正しい節税と正しい投資」。これは農業でも大切なことで、正しく節税して得られたキャッシュを、付加価値の高い農作物の生産などに活用して、さらに多くのキャッシュを得ることが可能になります。ここでは、農業経営で活用できる代表的な節税手法を解説します。

青色申告の届出

我が国の所得税は、納税者が自ら税法に従って所得金額と税額を正しく計算し納税するという申告納税制度を採っており、一定水準の記帳をし、その記帳に基づいて正しい申告をする人については、所得金額の計算などについて有利な取り扱いが受けられる、青色申告の制度があります。

青色申告の特典のうち主なものは以下のとおりです。

①**青色申告特別控除**——不動産所得または事業所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則、一般的には複式簿記により記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表を損益計算書とともに確定申告書に添付して確定申告期限内に提出している場合には、原則としてこれらの所得を通じて最高65万円を控除する。

②**青色事業専従者給与**——青色申告者と生計を一にしている配偶者やその他の親族のうち、年齢が15歳以上で、その青色申告者の事業に専ら従事している人に支払った給与は、事前に提出された届出書に記載された金額の範囲内で専従者の労務の対価として適正な金額であれば、必要経費に算入することができる（ただし、青色事業専従者として給与の支払を受ける人は、控除対象配偶者や扶養親族にはなれない）。

③**貸倒引当金**——事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、その事業の遂行上生じた売掛金、貸付金などの貸金の貸倒れによる損失の見込額として、年末における貸金の帳簿価額の合計額の5.5%以下の金額を貸倒引当金勘定へ繰り入れたときは、その金額を必要経費として計上できる。また、貸金のうち、貸倒れその他これに類する一定の事由による損失の見込額については、それぞれの事由に応じた限度額までを、貸倒引当金勘定に繰り入れることができる（個別評価）。

④**純損失の繰越しと繰戻し**——事業所得などに損失（赤字）の金額がある場合で、損益通算の規定を適用してもなお控除しきれない部分の金額（純損失の金額）が生じたときには、その損失額を翌年以後3年間にわたって繰り越して、各年分の所得金額から控除する。前年

も青色申告をしている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を生じた年の前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることもできる。

経費の計上漏れを防ぐ

ご自分の事業に要した支出を正しく把握し、所得計算上経費として計上することが大切です。例えば、農家と消費者の交流会への参加費・交通費など、農業関連の会合や会食での出費は「交際費」「研修費」「旅費交通費」として経費に計上できます。また、自宅に業務スペースがある場合には、当該業務スペースに関する経費（持家の減価償却費、借家の家賃、水道光熱費ほか）についても経費計上できます。

固定資産に関する税務上の特典

機械・装置、コンピューター、高額なソフトウェア、普通貨物自動車等を対象に、7%の税額控除または30%の特別償却を受けることができます（中小企業投資促進税制）。また、旧モデルと比べて、年平均1%以上生産性を向上させるなど、一定の要件に該当する生産性向上設備を取得する場合は、特別償却割合の上乗せ（即時償却）、税額控除割合の上乗せ等の優遇措置があります。

従業員の昇給や増員に係る税額控除

従業員の昇給を実施した場合、ないし従業員の採用を予定している場合、以下の税制を活用することにより、国に支払う税額を減額し、事業に使用できる資金をねん出することが可能になります。

①**所得拡大促進税制**——2018年3月31日までの期間内に開始する各事業年度（個人事業主の場合は、18年12月31日までの各年）において、国内雇用者に対して給与等を支給し、給与所得拡大に係る一定の要件を満たした場合、雇用者給与等支給増加額の10%の税額控除ができる制度（ただし、控除できる税額には上限が定められている）。

②**雇用促進税制**——2016年3月31日までの期間内に開始する各事業年度（個人事業主の場合は16年12月31日までの各年）において、雇用者増加数5人以上（中小企業は2人以上）、かつ雇用増加割合10%以上等の要件を満たす企業は、適用年度における法人税の額（個人事業主の場合は所得税の額）から雇用者増加数1人当たり40万円の控除が受けられる制度（ただし、控除できる税額には上限が定められている）。